

令和7年度 加東市労働報酬等審議会資料

令和8年3月13日

総務財政部管財課

目 次

■令和8年度労働報酬下限額について

- 事務局案 資料1—(1)
- 労働報酬下限額（工事）の割合比較 資料1—(2)
- 工事又は製造の請負契約、工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る
労働報酬下限額 資料1—(3)
- 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について . 資料1—(4)
- 労働報酬下限額とは 資料1—(5)

- ◆ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について 《参考1》
- ◆ 兵庫県公共工事設計労務単価の推移 《参考2》
- ◆ 兵庫県の最低賃金 《参考3》
- ◆ 令和8年4月から適用する建築保全業務労務単価について 《参考4》
- ◆ 加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（一部抜粋） 《参考5》

■その他

- 令和7年度の条例に関する実施状況の報告 資料2—(1)

令和 8 年度労働報酬下限額について（事務局案）**◆工事又は製造の請負契約（条例第 6 条第 1 項第 1 号関係）**

農林水産省及び国土交通省が決定した令和8年3月から適用する兵庫県における公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）51職種ごとの単価を8で除して得た額の100分の90を乗じて得た額とする。

※兵庫県における設計労務単価が公表されていない職種がある場合は、当該職種に該当する労働者等について、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ることとする。

※見習い、軽作業等を行う者については、令和8年度から適用する下記労働報酬下限額と同額の1,188円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

◆工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第 6 条第 1 項第 2 号関係）

工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（以下「業務委託契約等」という。）に適用する下限額について、以下の3通りの方法により検討した。

①当市会計年度任用職員(事務補助)の給与

上記は、資料1—(4)より、1時間当たり1,209円(1円未満切捨て)となる。

②令和8年の公共工事設計労務単価における兵庫県の主要12職種単純平均上昇率

上記は、資料1—(4)より、令和7年から令和8年にかけての兵庫県主要12職種の単純平均上昇率約2.86%を用いて試算すると、1,152円(1円未満切捨て)となる。

③兵庫県最低賃金の上昇率

上記は、資料1—(4)より、令和6年から令和7年にかけての上昇率約6.08%を用いて試算すると、1,188円(1円未満切捨て)となる。

以上のことから、試算した①及び②の下限額は、現行下限額に①は「89円」、②は「32円」を加算した額となり、ともに現行下限額と乖離していることから、今回は参考程度とする。また、③の上昇率は直近5年間で最も高いが、試算した1,188円は市場の賃金上昇を可能な限り反映した額であると考えている。

よって、業務委託契約等における労働報酬下限額については、上記のとおり**1,188円**が妥当であるとする。

ただし、一部指定管理協定の受託者から、「近年の労働報酬下限額の上昇幅が大きく、負担となっている」という声があることを申し添える。

労働報酬下限額(工事)の割合比較

	公共工事設計労務単価(兵庫県)		加東市労働報酬下限額				
	業種	令和7年度	令和8年度	80%	85%	90%	95%
1	特殊作業員	24,700	25,100	2,510	2,660	2,820	2,980
2	普通作業員	23,500	24,100	2,410	2,560	2,710	2,860
3	軽作業員	16,300	16,500	1,650	1,750	1,850	1,950
4	造園工	25,200	26,800	2,680	2,840	3,010	3,180
5	法面工	29,000	29,200	2,920	3,100	3,280	3,460
6	とび工	28,000	28,300	2,830	3,000	3,180	3,360
7	石工	—	—	—	—	—	—
8	ブロック工	30,900	—	—	—	—	—
9	電工	25,100	26,600	2,660	2,820	2,990	3,150
10	鉄筋工	26,900	27,200	2,720	2,890	3,060	3,230
11	鉄骨工	25,700	25,900	2,590	2,750	2,910	3,070
12	塗装工	27,300	29,000	2,900	3,080	3,260	3,440
13	溶接工	31,800	32,100	3,210	3,410	3,610	3,810
14	運転手(特殊)	25,700	26,300	2,630	2,790	2,950	3,120
15	運転手(一般)	23,500	23,800	2,380	2,520	2,670	2,820
16	潜かん工	36,900	37,200	3,720	3,950	4,180	4,410
17	潜かん世話役	46,100	46,500	4,650	4,940	5,230	5,520
18	さく岩工	30,400	30,600	3,060	3,250	3,440	3,630
19	トンネル特殊工	46,100	46,500	4,650	4,940	5,230	5,520
20	トンネル作業員	30,900	31,200	3,120	3,310	3,510	3,700
21	トンネル世話役	45,300	45,700	4,570	4,850	5,140	5,420
22	橋りょう特殊工	34,500	34,800	3,480	3,690	3,910	4,130
23	橋りょう塗装工	33,700	34,000	3,400	3,610	3,820	4,030
24	橋りょう世話役	42,000	44,500	4,450	4,720	5,000	5,280
25	土木一般世話役	28,300	29,300	2,930	3,110	3,290	3,470
26	高級船員	31,900	34,100	3,410	3,620	3,830	4,040
27	普通船員	26,200	28,100	2,810	2,980	3,160	3,330
28	潜水士	41,200	43,600	4,360	4,630	4,900	5,170
29	潜水連絡員	31,800	33,700	3,370	3,580	3,790	4,000
30	潜水送気員	31,800	32,300	3,230	3,430	3,630	3,830
31	山林砂防工	29,700	30,300	3,030	3,210	3,400	3,590
32	軌道工	42,500	45,000	4,500	4,780	5,060	5,340
33	型わく工	29,600	31,400	3,140	3,330	3,530	3,720
34	大工	28,900	29,200	2,920	3,100	3,280	3,460
35	左官	27,000	28,600	2,860	3,030	3,210	3,390
36	配管工	24,400	25,400	2,540	2,690	2,850	3,010

公共工事設計労務単価(兵庫県)				加東市労働報酬下限額			
	業種	令和7年度	令和8年度	80%	85%	90%	95%
37	はつり工	30,300	30,600	3,060	3,250	3,440	3,630
38	防水工	27,400	27,900	2,790	2,960	3,130	3,310
39	板金工	29,400	31,200	3,120	3,310	3,510	3,700
40	タイル工	—	—	—	—	—	—
41	サッシ工	30,100	30,900	3,090	3,280	3,470	3,660
42	屋根ふき工	—	—	—	—	—	—
43	内装工	30,900	32,600	3,260	3,460	3,660	3,870
44	ガラス工	28,000	28,700	2,870	3,040	3,220	3,400
45	建具工	—	—	—	—	—	—
46	ダクト工	25,700	26,500	2,650	2,810	2,980	3,140
47	保温工	28,900	29,600	2,960	3,140	3,330	3,510
48	建築ブロック工	—	—	—	—	—	—
49	設備機械工	28,000	30,100	3,010	3,190	3,380	3,570
50	交通誘導警備員A	17,800	18,700	1,870	1,980	2,100	2,220
51	交通誘導警備員B	14,700	15,600	1,560	1,650	1,750	1,850

※建築ブロック工の公共工事設計労務単価は、十分な有効標本数が確保できなかったとして設定なし。

※石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工の令和8年度の兵庫県の単価は設定されていない。

◆工事又は製造の請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

資料1－(3)

農林水産省及び国土交通省が決定した令和8年度の兵庫県における公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。

No.	職 種	公共工事設計 労 務 単 価	労働報酬下限額	No.	職 種	公共工事設計 労 務 単 価	労働報酬下限額
1	特殊作業員	25,100	2,820	27	普通船員	28,100	3,160
2	普通作業員	24,100	2,710	28	潜水士	43,600	4,900
3	軽作業員	16,500	1,850	29	潜水連絡員	33,700	3,790
4	造園工	26,800	3,010	30	潜水送気員	32,300	3,630
5	法面工	29,200	3,280	31	山林砂防工	30,300	3,400
6	とび工	28,300	3,180	32	軌道工	45,000	5,060
7	石工	—	—	33	型わく工	31,400	3,530
8	ブロック工	—	—	34	大工	29,200	3,280
9	電工	26,600	2,990	35	左官	28,600	3,210
10	鉄筋工	27,200	3,060	36	配管工	25,400	2,850
11	鉄骨工	25,900	2,910	37	はつり工	30,600	3,440
12	塗装工	29,000	3,260	38	防水工	27,900	3,130
13	溶接工	32,100	3,610	39	板金工	31,200	3,510
14	運転手（特殊）	26,300	2,950	40	タイル工	—	—
15	運転手（一般）	23,800	2,670	41	サッシ工	30,900	3,470
16	潜かん工	37,200	4,180	42	屋根ふき工	—	—
17	潜かん世話役	46,500	5,230	43	内装工	32,600	3,660
18	さく岩工	30,600	3,440	44	ガラス工	28,700	3,220
19	トンネル特殊工	46,500	5,230	45	建具工	—	—
20	トンネル作業員	31,200	3,510	46	ダクト工	26,500	2,980
21	トンネル世話役	45,700	5,140	47	保温工	29,600	3,330
22	橋りょう特殊工	34,800	3,910	48	建築ブロック工	—	—
23	橋りょう塗装工	34,000	3,820	49	設備機械工	30,100	3,380
24	橋りょう世話役	44,500	5,000	50	交通誘導警備員A	18,700	2,100
25	土木一般世話役	29,300	3,290	51	交通誘導警備員B	15,600	1,750
26	高級船員	34,100	3,830				

(注) 石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工については、兵庫県の設計労務単価の設定が無い場合、当該職種に該当する労働者等について、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,188円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

◆工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	1,188円
---------	--------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。

工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

1. 兵庫県最低賃金及び近隣市の労働報酬下限額(業務委託契約等)の推移

(単位:円)

	兵庫県最低賃金		加東市(改定後(当初))		三木市(当初のみ)		加西市(当初のみ)	
	最低賃金	増減	下限額	増減	下限額	増減	下限額	増減
平成27年度	794		840		830		840	
平成28年度	819	+25	840	±0	850	+20	860	+20
平成29年度	844	+25	860	+20	870	+20	870	+10
平成30年度	871	+27	880	+20	890	+20	875	+5
令和元年度	899	+28	900 (890)	+20 (+10)	910	+20	890	+15
令和2年度	900	+1	920	+20	940	+30	920	+30
令和3年度	928	+28	930 (920)	+10 (±0)	940	±0	920	±0
令和4年度	960	+32	960 (950)	+30 (+20)	950	+10	950	+30
令和5年度	1,001	+41	1,010 (993)	+50 (+33)	1,020	+70	1,000	+50
令和6年度	1,052	+51	1,053	+43	1,040	+20	1,042	+42
令和7年度	1,116	+64	1,120 (1,106)	+67 (+53)	1,120	+80	1,106	+64

※表()内の下限額は当市が最低賃金改定前に決定していた下限額

※三木市、加西市の下限額については、各年度当初のみ

※表の増減額は、それぞれ前年度下限額からの増減額を表している

2. 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

昨年度においては、最新の加東市労働報酬下限額(当時は1,053円)に、兵庫県最低賃金の上昇率を加味した金額(1,106円)で、当初の労働報酬下限額を設定した。

今回も昨年度の検討と同様に、以下の3つの方法から次年度の労働報酬下限額を検討する。

3. 令和8年度における工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額の検討

①加東市職員の会計年度任用職員(事務補助)の給与を1時間あたりに換算すると、資料《参考5》より、1,209円となるが、この結果を採用した場合、現行下限額1,120円より89円高く、現行下限額との乖離が大きすぎるため、参考程度とする(1,209円÷1,120円=1.07946…より、上昇率は7.95%)。

②兵庫県主要12職種の労務単価は今年も上昇しているが、その上昇率は資料《参考2》より、2.86%であり、現行の労働報酬下限額にその上昇率を加算した結果は1,152円となる。この結果を採用した場合、現行下限額1,120円より32円高くなるが、現行下限額との乖離が小さすぎるため、参考程度とする。(1,120円×102.86%≒1,152円)

③兵庫県の最低賃金は、令和6年度から令和7年度にかけて、以下のとおり上昇している。

1,116円(R7)÷1,052円(R6)=1.06083…であり、上昇率は約6.08%。

加東市の現行下限額1,120円に、今回の上昇率6.08%をかけると1,188.096円となる。

上記は、最低賃金の上昇率という昨今の賃金上昇を反映することができるため、令和8年度における工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額として妥当であると考えられる。

よって、算出された1,188.096円から1円未満を切捨てた1,188円とする。

◆労働報酬下限額とは

対象労働者に対して支払われるべき 1 時間当たりの労働
の対価の下限の額

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（一部抜粋）

（定義）

第 2 条

(1)～(5) 省略

(6) 労働報酬下限額 公契約等に係る業務に対して提供する労働の対価として、第 4 号アに規定する労働者が労働基準法第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、受注者等から受ける賃金の 1 時間当たりの金額及び同号イに規定する者がその業務を請け負った価額を通常その業務を完了させるために必要とされる時間で除して得た 1 時間当たりの金額の下限の額をいう。

（労働報酬下限額）

第 6 条 市長は、次の各号に掲げる公契約等の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約（以下「対象請負契約」という。） 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（次項において「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（以下「対象委託契約」という。）
対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約又は対象委託契約の内容に応じて、次の各号に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金として定められた 兵庫県の最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準及び市職員の給料単価等

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第 8 条に規定する加東市労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

令和8年2月17日
不動産・建設経済局
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について ～今回の引き上げにより、14年連続の上昇～

- 令和7年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和8年3月から適用します。

【改定後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比4.5%引き上げられることになります。（資料1）
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改定から14年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が25,834円となり、初めて25,000円を超えました。（資料2）
- 3 公共工事設計労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。

【問合せ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付
企画専門官 小杉（内線：24863）、指導調整係長 木藤（内線：24865）
（電話）03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 1

ポイント

- ・ 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全国

全職種 (25,834円) 令和7年3月比; +4.5%

主要12職種※ (24,095円) 令和7年3月比; +4.2%

主要12職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手 (一般)	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手 (特殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

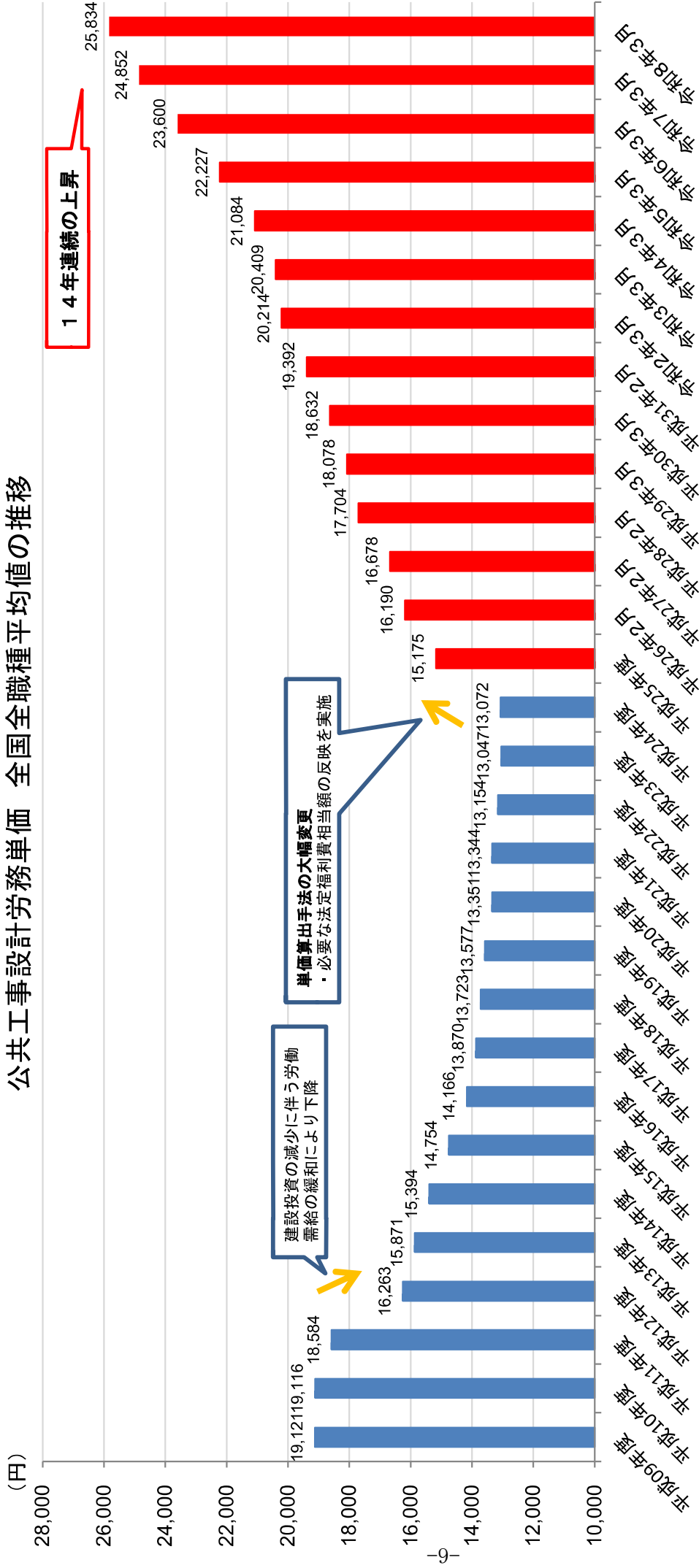
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 2

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイル方式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイル方式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員A・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和8年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和8年2月

1. 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、公共工事設計労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額を反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局大臣官房参事官（建設人材・資材）付及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

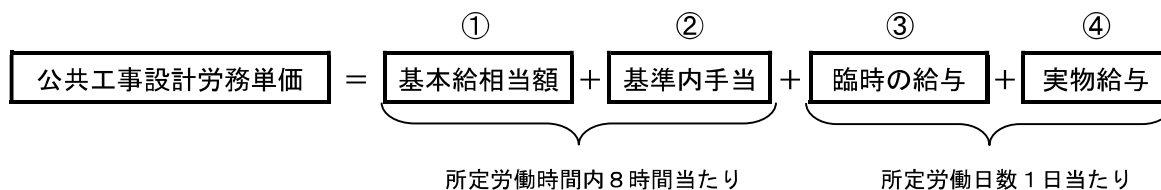
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

例えば、普通作業員や交通誘導警備員A、Bの単価については、建設会社や警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。

(3) 留意事項

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)。なお、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。
- ・ 公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるために設定するものであるが、建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき、中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」において、全ての建設工事の請負契約において確保されるべき「通常必要と認められる労務費(適正な労務費)」の計算の基礎となる水準としても、公共工事設計労務単価が位置づけられており、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含め、この適正な労務費が確保されるべきであること。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設技能者に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和7年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、10,031件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設技能者(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数(件)	有効標本数(人)
北海道	745	7,468
東北	1,150	10,435
関東	1,884	16,479
北陸	884	7,373
中部	1,070	8,732
近畿	1,208	11,053
中国	954	7,905
四国	746	5,553
九州	1,107	8,019
沖縄	283	2,653
全国計	10,031	85,670

査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,670人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和7年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700
	関東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200
09 栃木県		27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
10 群馬県		27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
11 埼玉県		29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
12 千葉県		30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
13 東京都		30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
14 神奈川県		30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600
19 山梨県		29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
20 長野県		28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北陸		15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700		31,200	28,100
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,600
近畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600			28,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900			27,700	29,100
30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900	
中国	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000			24,800	29,200
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			25,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,300
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
四国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
九州	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	29,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800		26,500	28,400
46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800		27,200	29,900	
沖縄	47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	30,600	30,100	32,500	27,100	21,900	41,500	50,900		46,600	34,400
東北	02 青森県	28,500	27,400	30,400	34,400	29,700	40,500	49,900		45,100	33,200
	03 岩手県	28,700	28,500	30,500	33,600	26,900	40,500	49,900		47,400	33,400
	04 宮城県	32,500	33,400	32,900	35,300	30,100	40,300	49,300		47,400	33,200
	05 秋田県	29,400	29,600	31,100	33,200	30,400	40,400	49,900		46,000	33,800
	06 山形県	30,500	32,900	32,600	31,300	27,000	40,500	49,700		46,000	33,600
	07 福島県	30,600	33,300	32,700	30,200	25,800	40,500	49,600		46,200	33,300
	関東	08 茨城県	27,500	32,100	35,700	30,300	24,800	37,000	44,100	41,600	40,200
09 栃木県		29,000	34,500	37,300	27,900	26,400	37,800	44,500	41,800	41,700	32,900
10 群馬県		27,900	29,600	34,200	27,900	23,300	37,300	44,000	41,400	44,100	32,300
11 埼玉県		29,100	34,500	35,800	31,700	27,400	37,300	44,200	41,600	39,000	32,200
12 千葉県		28,900	34,700	35,800	30,800	27,200	37,200	44,400	41,700	38,800	32,100
13 東京都		29,800	36,500	38,100	31,100	25,600	37,300	44,700	42,000	37,800	32,100
14 神奈川県		29,700	36,300	38,900	32,200	27,200	37,100	44,300	41,700	41,800	32,000
19 山梨県		30,300	34,600	37,700	31,300	26,800	37,500	44,300	41,700	40,800	32,300
20 長野県		28,300	30,900	33,200	27,700	24,000	37,400	44,500	41,700	42,700	32,400
北陸		15 新潟県	29,000	31,000	31,000	28,200	25,300	40,500	50,100	39,700	47,500
	16 富山県	32,600	33,500	32,900	30,200	25,600	40,500	50,100	39,700	49,100	34,200
	17 石川県	32,000	33,000	32,500	29,700	26,800	40,500	50,000	40,000	49,100	34,900
中部	21 岐阜県	30,200	32,300	33,300	31,200	26,500	38,500	47,400	39,800	48,100	35,500
	22 静岡県	32,800	34,200	35,800	30,300	26,800	38,300	47,400	39,800	47,600	35,200
	23 愛知県	30,600	33,600	34,900	30,600	27,200	38,300	47,400	39,600	46,700	35,000
	24 三重県	32,100	32,800	34,600	30,200	26,200	38,500	47,600	40,000	48,300	34,900
近畿	18 福井県	27,200	30,300	31,700	26,400	25,900	37,200	46,600	30,700	47,500	32,700
	25 滋賀県	26,700	30,400	33,200	27,400	24,800	37,200	46,500	30,600	48,200	32,600
	26 京都府	26,900	31,300	32,900	26,000	23,800	37,200	46,500	30,600	47,200	31,400
	27 大阪府	27,400	32,300	32,500	27,900	24,100	37,200	46,500	30,600	46,900	31,200
	28 兵庫県	25,900	29,000	32,100	26,300	23,800	37,200	46,500	30,600	46,500	31,200
	29 奈良県	27,400	32,100	34,200	27,100	24,400	37,200	46,500	30,600	47,800	31,400
30 和歌山県	26,800	31,300	32,500	25,400	23,700	37,200	46,500	30,600	45,500	31,100	
中国	31 鳥取県	26,700	28,100	29,600	21,600	19,600	37,600	46,100	33,800	48,100	32,700
	32 島根県	26,000	26,200	27,200	23,700	20,000	37,800	46,300	33,900	49,300	33,800
	33 岡山県	27,400	28,300	30,000	25,600	22,700	37,800	46,300	34,100	47,400	33,700
	34 広島県	27,000	26,700	27,300	25,900	22,500	37,800	46,200	33,700	49,400	33,500
	35 山口県	26,500	25,900	27,900	24,000	21,700	37,700	46,200	34,000	50,200	33,900
四国	36 徳島県	28,000	27,300	30,400	24,300	23,500	38,000	46,500	31,400	45,800	32,900
	37 香川県	28,300	27,500	30,700	26,300	24,800	38,100	46,600	31,500	46,500	33,000
	38 愛媛県	27,800	27,000	30,300	26,400	24,000	38,100	46,600	31,400	45,700	32,400
	39 高知県	27,800	27,300	30,300	26,800	24,500	38,000	46,500	31,400	45,700	32,400
九州	40 福岡県	26,400	29,200	30,600	28,200	24,400	40,600	49,700	39,800	47,300	32,600
	41 佐賀県	26,800	30,200	30,200	31,200	25,300	40,600	49,700	39,800	45,900	33,100
	42 長崎県	26,500	29,900	29,800	26,700	23,500	40,800	50,000	40,000	47,300	33,500
	43 熊本県	26,500	29,300	29,900	27,400	23,800	40,700	49,800	39,800	47,000	31,800
	44 大分県	26,900	28,500	30,000	29,800	27,100	40,600	49,700	39,800	46,500	32,200
	45 宮崎県	26,600	29,000	28,900	29,600	25,100	40,500	49,600	39,700	48,200	32,000
46 鹿児島県	26,600	29,500	30,000	32,700	28,700	40,800	49,900	40,000	48,000	32,400	
沖縄	47 沖縄県	25,000	29,800	29,700	32,400	28,700	41,100	50,300	38,200	36,300	28,900

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	46,900	35,500	39,300	46,500	29,900	33,500	27,500	50,500	33,300	31,300
東北	02 青森県	47,300	34,900	41,200	45,000	35,500	34,500	28,200	57,800	36,100	35,800
	03 岩手県	47,200	34,900	41,200	46,500	35,300	34,500	28,100	60,000	37,400	37,600
	04 宮城県	47,000	34,700	40,900	50,900	35,600	34,300	27,900	65,700	41,000	40,700
	05 秋田県	47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000
	06 山形県	47,300	35,300	41,200	45,400	34,300	34,500	29,500	60,100	37,400	37,200
	07 福島県	47,500	35,100	41,500	45,700	32,600	34,700	29,700	60,500	37,700	37,800
	関東	08 茨城県	43,000	36,400	36,300	40,800	32,200	41,600	32,600	48,800	32,800
09 栃木県		43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	35,200
10 群馬県		42,900	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700
11 埼玉県		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200
12 千葉県		43,000	36,900	36,500	41,500	33,400	39,600	32,700	51,100	38,200	36,200
13 東京都		42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	38,200	35,900
14 神奈川県		42,700	36,300	36,400	41,000	34,800	39,500	32,600	51,600	37,000	34,500
19 山梨県		43,400	36,900	36,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,600	34,800
20 長野県		42,800	36,900	36,600	39,900	32,100	39,800	32,600	50,000	34,500	34,600
北陸		15 新潟県	51,700	37,200	44,700	44,400	29,000	38,500	29,800	52,500	33,400
	16 富山県	52,100	37,500	45,300	46,300	31,200	37,300	30,200	54,100	34,000	35,800
	17 石川県	52,300	37,900	45,500	47,300	33,500	37,400	30,500	52,500	35,200	33,800
中部	21 岐阜県	48,000	36,800	41,000	43,600	31,500	37,800	29,700	48,700	31,700	29,900
	22 静岡県	47,700	37,700	41,000	43,700	31,600	37,400	29,600	55,500	34,400	33,700
	23 愛知県	47,700	36,500	40,800	42,800	31,300	37,400	29,600	51,900	33,600	30,100
	24 三重県	48,000	36,900	41,200	44,800	30,400	37,400	29,500	52,400	33,000	30,200
近畿	18 福井県	45,700	34,800	34,100	44,600	29,800	35,500	28,100	41,700	31,800	31,700
	25 滋賀県	46,500	34,400	33,900	44,000	30,100	33,200	28,400	42,000	33,100	31,500
	26 京都府	45,800	34,400	33,900	44,000	29,700	33,200	28,400	41,500	33,100	31,200
	27 大阪府	45,500	34,800	33,900	44,900	30,800	35,600	28,400	42,500	32,800	31,700
	28 兵庫県	45,700	34,800	34,000	44,500	29,300	34,100	28,100	43,600	33,700	32,300
	29 奈良県	46,500	34,400	33,900	43,900	31,000	34,800	28,400	41,600	33,100	31,600
30 和歌山県	45,800	34,400	33,900	43,900	31,000	33,200	28,400	41,600	33,100	31,000	
中国	31 鳥取県	51,100	32,400	32,300	41,800	26,900	31,900	25,800	48,700	36,200	35,200
	32 島根県	51,200	32,500	32,400	41,500	25,900	32,000	25,900	49,100	38,500	35,600
	33 岡山県	52,000	33,000	32,600	42,100	27,800	32,800	26,100	49,200	36,700	35,700
	34 広島県	51,100	32,700	32,400	41,900	26,800	32,100	26,400	49,800	38,800	35,800
	35 山口県	51,500	32,800	32,500	41,900	27,600	32,100	25,700	50,000	39,000	36,100
四国	36 徳島県	46,600	34,500	36,300	40,000	28,600	43,300	33,000	51,900		27,200
	37 香川県	47,200	34,600	36,500	40,700	28,800	43,700	34,700	53,000		28,000
	38 愛媛県	46,500	33,800	36,000	38,800	29,700	42,700	32,800	52,000		27,200
	39 高知県	46,100	34,100	35,900	39,600	28,000	42,600	32,100	51,700		27,200
九州	40 福岡県	50,700	34,700	36,800	41,300	33,200	36,200	29,600	46,500	29,400	30,300
	41 佐賀県	51,100	34,800	37,000	41,700	31,800	36,100	29,800	46,900	29,500	30,500
	42 長崎県	51,300	35,000	37,300	41,900	31,500	34,800	28,700	46,800	29,400	30,300
	43 熊本県	50,500	34,500	36,700	39,800	32,300	36,000	28,700	46,400	29,200	30,100
	44 大分県	51,300	35,000	37,300	41,000	33,100	36,400	29,500	47,200	29,600	30,500
	45 宮崎県	51,100	34,800	37,000	41,500	33,400	34,600	28,600	46,800	29,300	30,200
46 鹿児島県	51,000	34,800	37,100	41,800	36,100	34,500	28,600	47,000	29,400	30,400	
沖縄	47 沖縄県	47,700	41,100	32,500	47,700	35,000	30,100	28,800	55,400	34,000	37,800

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		36,100	28,200		30,900	26,700	31,400	33,300	31,200	26,600
東北	02 青森県		41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	29,500	30,400	24,700
	03 岩手県		41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,600
	04 宮城県		41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600
	05 秋田県		41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
	06 山形県		37,300	32,900	29,900	32,700	28,000	30,500	33,900	31,300	24,700
	07 福島県		46,000	30,800	33,500	33,000	28,700	30,600	33,700	32,100	24,800
	関東	08 茨城県	32,400	58,900	31,500	30,900	32,600	28,900	31,000	34,200	34,500
09 栃木県		33,000	61,100	31,800	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
10 群馬県		32,600	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
11 埼玉県		32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
12 千葉県		32,400	61,600	31,800	30,500	33,400	29,400	31,200	36,900	35,800	27,700
13 東京都		32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	38,200	35,800	27,800
14 神奈川県		32,300	56,800	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	34,900	27,600
19 山梨県		32,600	56,600	33,200	30,800	32,600	28,700	31,400	34,600	34,800	27,800
20 長野県		32,500	49,900	29,000	30,000	28,000	27,700	31,400	32,100	32,400	26,700
北陸		15 新潟県	34,500	38,400	28,700	30,200	31,200	27,400	31,000	29,600	30,700
	16 富山県	34,100	45,100	32,300	31,400	32,700	27,900	31,500	30,000	31,500	
	17 石川県	34,300	46,100	31,700	31,500	32,300	28,200	31,600	31,300	32,000	
中部	21 岐阜県	37,400	51,200	34,200	33,800	30,500	27,500	31,000	29,500	32,900	
	22 静岡県	37,000	54,600	32,100	33,600	32,100	27,500	31,000	32,300	34,200	
	23 愛知県	37,100	51,700	34,400	34,000	31,100	27,700	30,800	31,700	33,200	
	24 三重県	37,100	53,900	32,300	33,800	30,700	28,300	31,200	31,800	35,800	
近畿	18 福井県	30,400	45,400	30,200	28,300	28,600	26,900	30,700	28,000	30,000	
	25 滋賀県	30,300	45,500	30,700	29,600	29,600	27,700	30,600	28,800	30,000	
	26 京都府	30,300	46,200	31,700	29,300	30,000	27,500	30,600	28,800		
	27 大阪府	30,300	48,100	33,400	29,300	30,100	28,200	30,600	28,900		
	28 兵庫県	30,300	45,000	31,400	29,200	28,600	25,400	30,600	27,900	31,200	
	29 奈良県	30,300	49,400	32,900	29,600	30,800	28,200	30,600	28,800		
中国	30 和歌山県	30,300	46,700	33,400	29,300	30,300	27,100	30,600	28,600		
	31 鳥取県		41,500	27,900	27,200	25,300	24,800	30,600	28,800	27,100	
	32 島根県		34,700	27,000	27,800	24,500	24,500	31,000	27,500	26,700	
	33 岡山県		39,900	29,300	27,500	25,900	25,800	30,900	29,500	27,300	
	34 広島県		34,800	28,200	27,600	25,400	24,700	30,800	28,200	26,300	
四国	35 山口県		35,100	27,100	28,000	25,100	25,100	31,100	28,000	26,800	
	36 徳島県	27,700	35,200	29,500		27,700	25,600	31,000	28,300		
	37 香川県	27,900	35,400	29,600		27,900	27,000	31,200	28,600		
	38 愛媛県	27,500	34,900	29,100		27,300	25,300	30,800	27,800		
	39 高知県	27,400	34,800	28,600		27,000	24,800	30,700	27,700		
九州	40 福岡県		38,300	28,200	29,200	29,000	26,500	30,200	29,600	29,000	
	41 佐賀県		40,100	30,600	29,500	29,300	26,000	30,300	29,900	29,200	
	42 長崎県		39,700	28,000	29,500	29,300	26,100	30,400	29,600	29,600	
	43 熊本県		39,000	27,900	29,200	28,400	25,300	30,000	29,400	28,800	
	44 大分県		39,400	27,400	29,300	29,000	26,600	30,500	29,900	29,400	
	45 宮崎県		38,800	28,600	28,800	28,800	25,300	30,300	29,300	29,100	
沖縄	46 鹿児島県		39,000	31,400	29,600	29,300	25,700	30,300	29,500	29,200	
47 沖縄県			32,300			31,800	23,500	29,800	38,900		

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,700		28,600	27,600	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,500
東北	02 青森県	31,900		28,100	29,100		24,400	27,100	27,600	17,300	14,900
	03 岩手県	31,800		28,200	29,200		24,600	26,900	27,400	18,300	15,600
	04 宮城県	34,100		30,800	28,700		25,200	27,000	27,500	20,100	16,800
	05 秋田県	32,300		28,400	29,200		24,600	27,200	27,700	17,500	14,800
	06 山形県	31,600		29,900	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,600
	07 福島県	32,500		31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900
	関東	08 茨城県	33,400		34,400	33,200		29,600	28,500	28,000	19,300
09 栃木県		34,100		35,700	33,800		29,900	29,100	28,500	19,200	17,500
10 群馬県		32,400		34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	28,100	18,000	16,800
11 埼玉県		33,100		34,800	33,400		30,200	28,600	28,100	19,200	18,000
12 千葉県		33,200		34,100	33,400		29,700	28,600	28,000	19,700	18,100
13 東京都		33,300		34,400	33,400		30,100	28,600	28,000	20,500	18,700
14 神奈川県		32,700		34,800	33,300		29,000	28,500	27,900	20,200	18,700
19 山梨県		33,200		35,300	33,500		29,100	28,800	28,200	18,700	17,300
20 長野県		32,000		33,600	33,500	29,000	28,500	28,500	27,900	17,100	15,300
北陸		15 新潟県	34,500		31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400
	16 富山県	33,900		31,300	30,000		25,100	28,600	30,000	19,600	18,300
	17 石川県	33,300		30,500	30,100		25,300	28,700	30,100	20,400	18,200
中部	21 岐阜県	34,100		32,400	31,400		27,600	32,100	32,100	21,100	17,600
	22 静岡県	33,500		40,400	31,300		29,300	31,800	32,000	21,800	17,400
	23 愛知県	33,300		36,300	31,300		27,600	31,800	32,000	22,400	17,800
	24 三重県	34,400		36,700	31,500		28,900	32,200	32,200	21,400	17,200
近畿	18 福井県	29,100		31,900	28,800		26,200	29,500	29,400	19,100	16,800
	25 滋賀県	31,400		32,500	28,700		27,300	30,000	30,600	18,400	15,600
	26 京都府	31,400		32,600	28,700		27,700	29,700	30,400	18,500	15,000
	27 大阪府	30,900		32,600	28,700		26,900	29,500	30,100	18,200	15,900
	28 兵庫県	30,900		32,600	28,700		26,500	29,600	30,100	18,700	15,600
	29 奈良県	31,400		32,800	28,700		28,100	30,000	30,000	18,800	15,800
30 和歌山県	31,200		32,600	28,700		27,800	29,700	29,700	18,200	15,600	
中国	31 鳥取県	28,600	28,400	28,300	27,300		24,300	25,100	29,400	18,100	14,600
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400		24,400	25,100	29,500	18,200	15,600
	33 岡山県	28,800	28,600	29,300	27,500		24,800	25,400	29,700	18,900	16,500
	34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300		24,300	25,100	29,500	18,700	16,000
	35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400		24,400	25,200	29,600	18,500	15,500
四国	36 徳島県			33,900	26,900		24,400	30,000	27,000	17,900	16,000
	37 香川県			34,500	27,000		24,600	30,200	27,200	18,200	16,300
	38 愛媛県			34,000	26,900		24,200	30,000	27,100	17,100	14,500
	39 高知県			33,700	26,900		24,200	30,000	27,000	16,200	13,800
九州	40 福岡県	37,200		30,900	30,600		25,700	28,100	29,200	18,200	16,300
	41 佐賀県	37,200		31,000	30,600		25,500	28,300	29,600	18,200	16,100
	42 長崎県	37,100		32,500	30,900		25,900	28,400	29,900	18,500	17,200
	43 熊本県	37,000		30,800	30,800		25,200	28,000	29,000	17,700	15,500
	44 大分県	36,800		31,200	30,500		26,100	28,400	29,500	18,200	14,900
	45 宮崎県	36,300		30,900	30,600		25,800	28,300	29,200	18,200	14,400
46 鹿児島県	36,500		30,600	30,800		25,600	28,200	29,200	19,300	16,700	
沖縄	47 沖縄県	33,600		26,300			22,200	28,000	25,500	16,800	14,300

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る）</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考

今回の調査（令和7年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

参考表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下記に括弧書きで示す。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
 (下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

地方運輸 施設種別	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
		トンネル 掘削	橋りょう 特設	橋りょう 普通	橋りょう 陸設	土穴一般 掘削	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	46,900	35,500	39,300	46,500	29,900	33,500	27,500	50,500	33,200	31,300	-	36,100	28,200	-	30,900	26,700	31,400	33,300	31,200	26,600
		(69,900)	(52,400)	(58,000)	(68,700)	(44,200)	(49,500)	(40,600)	(74,600)	(49,200)	(46,200)	-	(53,300)	(41,700)	-	(45,600)	(39,400)	(46,400)	(49,200)	(46,100)	(39,300)
		47,300	34,900	41,200	45,000	35,900	34,500	28,200	57,800	36,100	35,800	-	41,500	36,000	31,200	32,800	26,100	30,500	29,500	30,400	24,700
東北	02 青森県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		47,200	34,900	41,200	46,500	35,300	34,500	28,100	60,000	37,400	37,600	-	41,300	36,200	32,000	34,700	27,700	30,400	29,600	30,600	24,600
関東	03 岩手県	47,000	34,700	40,900	50,900	35,600	34,300	27,900	65,700	41,100	40,700	-	41,400	40,900	34,800	37,700	29,200	30,200	32,500	33,200	24,600
		(69,400)	(51,300)	(60,400)	(75,200)	(52,600)	(50,700)	(41,200)	(97,000)	(60,800)	(60,100)	-	(61,100)	(60,400)	(51,400)	(55,700)	(43,100)	(44,600)	(48,000)	(49,000)	(36,300)
		47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	-	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
中部	04 宮城県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	-	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
近畿	05 秋田県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	-	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
中国	06 山形県	47,300	35,300	41,200	45,400	34,300	34,500	29,500	60,100	37,400	37,200	-	37,300	32,900	29,900	32,700	28,000	30,500	33,900	31,300	24,700
		(69,900)	(52,100)	(60,900)	(67,100)	(50,700)	(51,000)	(43,600)	(88,800)	(55,200)	(54,900)	-	(55,100)	(48,600)	(44,200)	(48,300)	(41,400)	(45,000)	(50,100)	(46,200)	(36,500)
		47,500	35,100	41,500	45,700	32,600	34,700	29,700	60,500	37,700	37,800	-	46,000	30,800	33,500	33,000	28,700	30,600	33,700	32,100	24,800
四国	07 福島県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	-	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
九州	08 茨城県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		47,300	35,400	41,200	46,500	36,800	34,500	28,200	59,700	37,000	37,000	-	41,500	32,400	34,400	33,200	25,300	30,500	30,300	30,300	24,700
北海道	09 栃木県	42,900	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700	32,600	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
		(63,400)	(54,400)	(53,800)	(61,000)	(47,700)	(62,000)	(48,400)	(75,800)	(48,900)	(49,800)	(48,200)	(82,400)	(46,100)	(44,900)	(43,100)	(41,700)	(46,200)	(48,300)	(47,300)	(38,500)
		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200	32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
関東	10 群馬県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200	32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
中部	11 埼玉県	42,900	36,800	36,400	41,300	32,300	42,000	32,800	51,300	33,100	33,700	32,600	55,800	31,200	30,400	29,200	28,200	31,300	32,700	32,000	26,100
		(63,400)	(54,400)	(53,800)	(61,000)	(47,700)	(62,000)	(48,400)	(75,800)	(48,900)	(49,800)	(48,200)	(82,400)	(46,100)	(44,900)	(43,100)	(41,700)	(46,200)	(48,300)	(47,300)	(38,500)
		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200	32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
近畿	12 千葉県	43,900	37,600	37,000	41,900	32,600	42,400	33,200	50,200	34,400	33,000	-	41,100	31,500	31,900	33,600	29,600	31,700	36,100	35,700	26,300
		(64,800)	(55,500)	(54,600)	(61,900)	(48,200)	(62,600)	(49,000)	(74,100)	(50,800)	(52,000)	(47,900)	(90,200)	(47,000)	(41,100)	(49,600)	(43,700)	(46,800)	(53,300)	(52,100)	(38,800)
		43,200	37,800	36,500	41,500	32,700	39,700	32,700	51,100	38,300	36,200	32,500	60,300	32,900	30,600	32,800	28,900	31,200	36,900	35,700	27,700
中国	13 東京都	42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	36,200	35,900	32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	39,200	35,800	27,800
		(63,200)	(54,200)	(53,900)	(62,000)	(50,800)	(58,600)	(48,300)	(77,800)	(55,400)	(53,000)	(48,000)	(86,700)	(48,700)	(45,200)	(48,900)	(44,500)	(46,100)	(56,400)	(52,800)	(41,100)
		42,700	36,300	36,400	41,000	34,800	39,500	32,600	51,600	37,000	34,500	32,300	58,800	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	31,700	27,600
九州	14 神奈川県	43,100	37,500	37,000	42,000	32,500	42,300	33,100	50,100	34,300	33,800	32,700	44,100	31,400	31,800	33,500	29,500	31,600	35,000	31,500	26,200
		(63,100)	(53,600)	(53,800)	(60,800)	(51,400)	(58,300)	(48,200)	(76,200)	(54,600)	(51,000)	(47,700)	(83,900)	(48,300)	(44,900)	(48,400)	(41,900)	(45,900)	(51,400)	(51,500)	(40,800)
		43,400	36,900	36,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,600	34,800	32,600	56,600	33,200	30,800	32,600	28,100	31,400	34,600	34,800	27,800
近畿	15 新潟県	42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	36,200	35,900	32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	39,200	35,800	27,800
		(63,200)	(54,200)	(53,900)	(62,000)	(50,800)	(58,600)	(48,300)	(77,800)	(55,400)	(53,000)	(48,000)	(86,700)	(48,700)	(45,200)	(48,900)	(44,500)	(46,100)	(56,400)	(52,800)	(41,100)
		42,700	36,300	36,400	41,000	34,800	39,500	32,600	51,600	37,000	34,500	32,300	58,800	32,700	30,400	32,800	28,400	31,100	34,800	31,700	27,600
中国	16 富山県	43,100	37,500	37,000	42,000	32,500	42,300	33,100	50,100	34,300	33,800	32,700	44,100	31,400	31,800	33,500	29,500	31,600	35,000	31,500	26,200
		(63,100)	(53,600)	(53,800)	(60,800)	(51,400)	(58,300)	(48,200)	(76,200)	(54,600)	(51,000)	(47,700)	(83,900)	(48,300)	(44,900)	(48,400)	(41,900)	(45,900)	(51,400)	(51,500)	(40,800)
		43,400	36,900	36,700	40,600	33,300	39,700	32,700	52,500	36,600	34,800	32,600	56,600	33,200	30,800	32,600	28,100	31,400	34,600	34,800	27,800
九州	17 石川県	42,800	36,700	36,500	42,000	34,400	39,700	32,700	52,700	36,200	35,900	32,500	58,700	33,000	30,600	33,800	30,100	31,200	39,200	35,800	27,800
		(63,200)	(54,200)	(53,900)	(62,000)	(50,800)	(58														

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間あたりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
 (下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

地方運輸 協働会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)	
										交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
北海道	01 北海道	29,700	-	28,800	27,600	28,200	25,700	29,000	28,700	18,700	15,500
		(43,900)	-	(42,200)	(40,800)	(41,700)	(38,000)	(42,800)	(42,400)	(27,600)	(22,900)
東北	02 青森県	31,900	-	28,100	29,100	-	24,400	27,100	27,600	17,300	14,900
		(47,100)	-	(41,500)	(43,000)	-	(38,000)	(40,000)	(40,800)	(25,600)	(22,000)
	03 岩手県	31,800	-	28,200	29,200	-	24,600	26,900	27,400	18,300	15,600
		(47,000)	-	(41,700)	(43,100)	-	(38,300)	(39,700)	(40,500)	(27,000)	(23,000)
	04 宮城県	34,100	-	30,800	28,700	-	25,200	27,000	27,500	20,100	16,800
		(50,400)	-	(45,800)	(42,400)	-	(37,200)	(39,900)	(40,600)	(29,700)	(24,800)
	05 秋田県	32,300	-	28,400	29,200	-	24,600	27,200	27,700	17,500	14,800
(47,700)		-	(41,900)	(43,100)	-	(38,300)	(40,200)	(40,900)	(25,800)	(21,900)	
06 山形県	31,600	-	29,900	29,100	27,800	26,100	27,100	27,600	19,800	16,600	
	(46,700)	-	(44,200)	(43,000)	(41,100)	(38,500)	(40,000)	(40,800)	(29,200)	(24,500)	
07 福島県	32,500	-	31,000	29,300	29,700	25,900	27,300	27,700	20,200	16,900	
	(48,000)	-	(45,800)	(43,300)	(43,900)	(38,300)	(40,300)	(40,900)	(29,800)	(25,000)	
関東	08 茨城県	33,400	-	34,400	33,200	-	29,800	28,500	28,000	19,300	18,500
		(49,300)	-	(50,800)	(49,000)	-	(43,700)	(42,100)	(41,400)	(28,500)	(27,300)
	09 栃木県	34,100	-	35,700	33,800	-	29,900	28,100	28,500	19,200	17,500
		(50,400)	-	(52,700)	(49,900)	-	(44,200)	(43,000)	(42,100)	(28,400)	(25,800)
	10 群馬県	32,400	-	34,200	33,300	29,000	28,500	28,700	28,100	18,000	16,800
		(47,900)	-	(50,500)	(49,200)	(42,800)	(42,100)	(42,400)	(41,500)	(26,600)	(24,800)
	11 埼玉県	33,100	-	34,800	33,400	-	30,200	28,600	28,100	19,200	18,000
		(48,900)	-	(51,400)	(49,300)	-	(44,600)	(42,200)	(41,500)	(28,400)	(26,600)
	12 千葉県	33,200	-	34,100	33,400	-	29,700	28,600	28,000	19,700	18,100
		(49,000)	-	(50,400)	(49,300)	-	(43,900)	(42,200)	(41,400)	(29,100)	(26,700)
13 東京都	33,300	-	34,400	33,400	-	30,100	28,800	28,000	20,500	18,700	
	(49,200)	-	(50,800)	(49,300)	-	(44,500)	(42,200)	(41,400)	(30,300)	(27,600)	
14 神奈川県	32,700	-	34,800	33,300	-	29,000	28,500	27,900	20,200	18,700	
	(48,300)	-	(51,400)	(49,200)	-	(42,800)	(42,100)	(41,200)	(29,800)	(27,600)	
19 山梨県	33,200	-	35,300	33,500	-	29,100	28,800	28,200	18,700	17,300	
	(49,000)	-	(52,100)	(49,500)	-	(43,000)	(42,500)	(41,700)	(27,600)	(25,600)	
20 長野県	32,000	-	33,600	33,500	29,000	28,500	28,500	27,900	17,100	15,300	
	(47,300)	-	(49,600)	(49,500)	(42,800)	(42,100)	(42,100)	(41,200)	(25,300)	(22,600)	
北陸	15 新潟県	34,500	-	31,100	29,600	24,400	24,100	28,300	29,600	19,400	17,500
		(51,000)	-	(45,900)	(43,700)	(36,900)	(35,600)	(41,800)	(43,700)	(28,700)	(25,800)
	16 富山県	33,900	-	35,700	30,000	-	25,100	28,600	30,000	19,600	18,300
(50,100)		-	(48,200)	(44,300)	-	(37,100)	(42,200)	(44,300)	(28,900)	(27,000)	
17 石川県	33,300	-	30,500	30,100	-	25,300	28,700	30,100	20,400	18,200	
	(49,200)	-	(45,000)	(44,500)	-	(37,400)	(42,400)	(44,500)	(30,100)	(26,900)	
中部	21 岐阜県	34,100	-	32,400	31,400	-	27,800	32,100	32,100	21,100	17,600
		(50,400)	-	(47,900)	(46,400)	-	(40,800)	(47,400)	(47,400)	(31,200)	(26,000)
	22 静岡県	33,500	-	40,400	31,300	-	29,300	31,800	32,000	21,800	17,400
		(49,500)	-	(59,700)	(46,200)	-	(43,300)	(47,000)	(47,300)	(32,200)	(25,700)
23 愛知県	33,300	-	37,600	31,300	-	27,600	31,800	32,000	22,400	17,800	
	(49,200)	-	(53,600)	(46,200)	-	(40,600)	(47,000)	(47,300)	(33,100)	(26,300)	
24 三重県	34,400	-	36,700	31,500	-	28,900	32,200	32,200	21,400	17,200	
	(50,800)	-	(54,200)	(48,500)	-	(42,700)	(47,600)	(47,600)	(31,600)	(25,400)	
近畿	18 福井県	29,100	-	31,900	28,800	-	26,200	29,500	29,400	19,100	16,800
		(43,000)	-	(47,100)	(42,500)	-	(38,700)	(43,600)	(43,400)	(28,200)	(24,800)
	25 滋賀県	31,400	-	32,500	28,700	-	27,300	30,000	30,600	18,400	15,600
		(46,400)	-	(48,000)	(42,400)	-	(40,300)	(44,300)	(45,200)	(27,200)	(23,000)
	26 京都府	31,400	-	32,600	28,700	-	27,700	29,700	30,400	18,500	15,900
		(46,400)	-	(48,200)	(42,400)	-	(40,900)	(43,900)	(44,800)	(27,300)	(22,200)
	27 大阪府	30,900	-	32,600	28,700	-	26,900	29,500	30,100	18,200	15,900
		(45,600)	-	(48,200)	(42,400)	-	(39,700)	(43,600)	(44,500)	(26,900)	(23,500)
	28 兵庫県	30,900	-	32,600	28,700	-	26,500	29,600	30,100	18,700	15,600
		(45,600)	-	(48,200)	(42,400)	-	(39,100)	(43,700)	(44,500)	(27,600)	(23,000)
29 奈良県	31,400	-	32,800	28,700	-	28,100	30,000	30,000	18,800	15,800	
	(46,400)	-	(48,400)	(42,400)	-	(41,500)	(44,300)	(44,300)	(27,800)	(23,300)	
30 和歌山県	31,200	-	32,600	28,700	-	27,800	29,700	29,700	18,200	15,600	
	(46,100)	-	(48,200)	(42,400)	-	(41,100)	(43,900)	(43,900)	(26,900)	(23,000)	
中国	31 鳥取県	28,600	28,400	28,300	27,300	-	24,300	25,100	29,400	18,100	14,600
		(42,200)	(41,900)	(41,800)	(40,300)	-	(35,900)	(37,100)	(43,400)	(26,700)	(21,600)
	32 島根県	28,400	28,600	27,700	27,400	-	24,400	25,100	29,500	18,200	15,800
		(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,500)	-	(36,000)	(37,100)	(43,600)	(26,800)	(23,000)
	33 岡山県	28,800	28,600	29,300	27,500	-	24,800	25,400	29,700	18,900	16,500
(42,500)		(42,200)	(43,300)	(40,600)	-	(36,600)	(37,500)	(43,900)	(27,900)	(24,400)	
34 広島県	28,400	28,600	27,700	27,300	-	24,300	25,100	29,500	18,700	16,000	
	(41,900)	(42,200)	(40,900)	(40,300)	-	(35,900)	(37,100)	(43,600)	(27,600)	(23,600)	
35 山口県	28,700	28,500	28,100	27,400	-	24,400	25,200	29,600	18,500	15,500	
	(42,400)	(42,100)	(41,500)	(40,500)	-	(36,000)	(37,200)	(43,700)	(27,300)	(22,900)	
四国	36 徳島県	-	-	33,900	26,900	-	24,400	30,000	27,000	17,900	16,000
		-	-	(50,100)	(39,700)	-	(36,000)	(44,300)	(39,900)	(26,400)	(23,600)
	37 香川県	-	-	34,500	27,000	-	24,600	30,200	27,200	18,200	16,300
		-	-	(51,000)	(39,900)	-	(36,300)	(44,600)	(40,200)	(26,800)	(24,100)
	38 愛媛県	-	-	34,000	26,900	-	24,200	30,000	27,100	17,100	14,500
-		-	(50,200)	(39,700)	-	(35,700)	(44,300)	(40,000)	(25,300)	(21,400)	
39 高知県	-	-	33,700	26,900	-	24,200	30,000	27,000	16,200	13,800	
	-	-	(49,800)	(39,700)	-	(35,700)	(44,300)	(39,800)	(23,900)	(20,400)	
九州	40 福岡県	37,200	-	30,900	30,600	-	25,700	28,100	29,200	18,200	16,300
		(54,900)	-	(45,600)	(45,200)	-	(38,000)	(41,500)	(43,100)	(26,800)	(24,100)
	41 佐賀県	37,200	-	31,000	30,600	-	25,500	28,300	29,600	18,200	16,100
		(54,900)	-	(45,800)	(45,200)	-	(37,700)	(41,800)	(43,700)	(26,800)	(23,800)
	42 長崎県	37,100	-	32,500	30,900	-	25,900	28,400	29,900	18,600	17,200
		(54,800)	-	(48,000)	(45,600)	-	(38,300)	(41,900)	(44,200)	(27,300)	(25,400)
	43 熊本県	37,000	-	30,800	30,800	-	25,200	28,000	29,000	17,700	15,500
		(54,800)	-	(45,500)	(45,500)	-	(37,200)	(41,400)	(42,800)	(26,100)	(22,900)
	44 大分県	36,900	-	31,200	30,500	-	29,100	28,400	29,500	18,200	14,900
		(54,400)	-	(45,100)	(45,000)	-	(38,500)	(41,900)	(43,800)	(26,900)	(22,000)
45 宮崎県	36,300	-	30,900	30,600	-	25,900	28,300	29,200	18,200	14,400	
	(53,600)	-	(45,600)	(45,200)	-	(38,100)	(41,800)	(43,100)	(26,900)	(21,300)	
46 鹿児島県	36,500	-	30,600	30,800	-	25,600	28,200	29,200	19,300	16,700	
	(53,900)	-	(45,200)	(45,500)	-	(37,800)	(41,700)	(43,100)	(28,500)	(24,700)	
沖縄	47 沖縄県	33,600	-	28,300	-	-	22,200	28,000	25,500	16,800	14,300
		(49,600)	-	(38,800)							

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険		社会保険		社会保険料の事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 社会保険料の事業主負担額 (日当たり)	日当たりに対する割合
			雇用保険		健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育て拠出金を含む)			
			1.100%		5.750%	9.510%			
7,500	170,000		1,815		9,775	16,167	27,757	8,762	116.8%
10,000	220,000		2,420		12,650	20,922	35,992	11,636	116.4%
12,500	280,000		3,025		16,100	26,628	45,753	14,580	116.6%
15,000	340,000		3,630		19,550	32,334	55,514	17,523	116.8%
17,500	380,000		4,235		21,850	36,138	62,223	20,328	116.2%
20,000	440,000		4,840		25,300	41,844	71,984	23,272	116.4%
22,500	500,000		5,445		28,750	47,550	81,745	26,216	116.5%
25,000	560,000		6,050		32,200	53,256	91,506	29,159	116.6%
27,500	620,000		6,655		35,650	58,962	101,267	32,103	116.7%
30,000	650,000		7,260		37,375	58,962	103,597	34,709	115.7%

(単位：円)

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円)
 健康保険・厚生年金保険：法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は620,000円。
 (例：日当たり賃金15,000円×22日＝月当たり賃金330,000円 → 報酬月額330,000円以上350,000円未満の標準報酬月額は340,000円)
 「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険（東京都）の保険料額。介護保険料を含む。
 「厚生年金保険」は、子ども・子育て拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
 「社会保険料の事業主負担額（日当たり）」は、「社会保険料の事業主負担額（月当たり）」を22日で除して算定。
 小数点以下は四捨五入して算定。
 令和8年1月時点の保険料率

建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

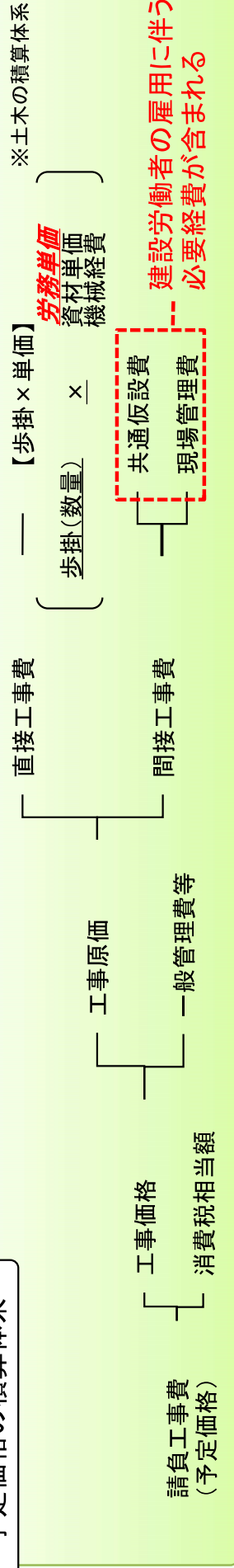
制度概要

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設技能者の賃金相当額であって、建設労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※建設労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

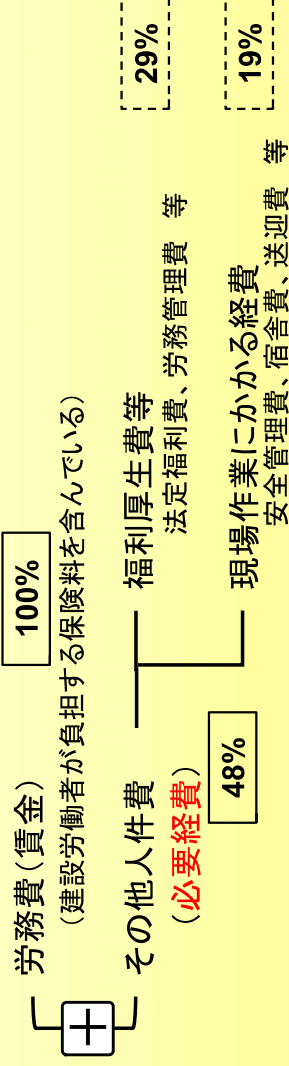
予定価格の積算体系※



課題

建設技能者が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

建設労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、実態調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる建設労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	21,500 (30,200)	18,700 (26,300)
□□県	22,200 (31,200)	17,300 (24,300)

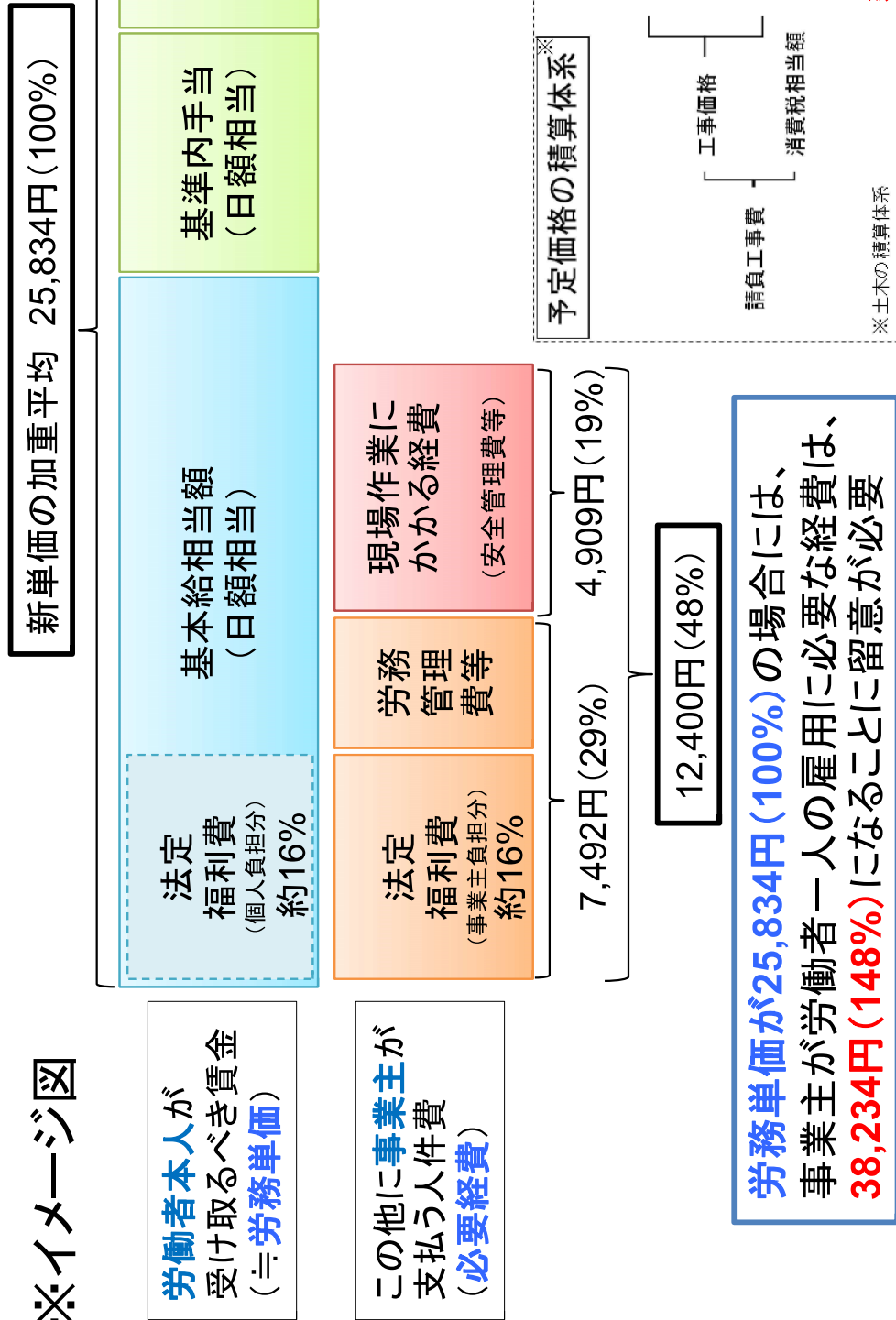
上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価 + 必要経費

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**所定時間外の労働に対する割増賃金や、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、工事施工にあたる**企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない**
- 事業主が下請代金に必要な経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは**不当行為**

※イメージ図



労務単価が25,834円(100%)の場合には、**事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、38,234円(148%)**になることに留意が必要

兵庫県公共工事設計労務単価の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	上昇率 (対)令和7年度
1 特殊作業員	17,600	17,500	18,200	18,100	18,400	19,100	19,400	19,500	20,300	22,000	23,200	24,700	25,100	1.62%
2 普通作業員	16,200	16,600	18,000	17,900	18,200	18,900	19,200	19,200	19,800	21,200	22,000	23,500	24,100	2.55%
3 軽作業員	11,300	11,200	11,800	11,800	12,000	12,500	13,200	13,200	13,200	14,100	15,300	16,300	16,500	1.23%
4 造園工	18,300	18,300	18,000	18,800	19,100	19,300	20,000	20,600	20,600	21,800	23,200	25,200	26,800	6.35%
5 法面工	20,400	21,100	21,900	22,400	22,500	23,100	23,700	23,700	24,000	26,200	27,500	29,000	29,200	0.69%
6 とび工	20,400	21,100	21,900	22,400	22,500	23,100	23,700	23,700	23,800	25,300	26,600	28,000	28,300	1.07%
7 石工	25,700	—	—	—	—	—	31,200	—	—	—	—	—	—	—
8 ブロック工	22,300	—	—	—	—	—	23,500	24,600	25,300	27,800	28,900	30,900	—	—
9 電工	18,400	19,000	18,700	19,100	19,200	19,400	20,100	20,100	20,900	21,500	23,000	25,100	26,600	5.98%
10 鉄筋工	18,500	19,600	20,300	20,700	20,800	21,400	21,900	21,900	22,800	24,000	25,300	26,900	27,200	1.12%
11 鉄骨工	18,200	18,800	19,500	19,900	20,000	20,600	21,000	21,000	22,000	22,800	24,400	25,700	25,900	0.78%
12 塗装工	19,400	20,000	20,800	21,700	21,800	22,400	22,900	22,900	23,500	24,700	26,000	27,300	29,000	6.23%
13 溶接工	20,800	21,500	22,300	22,800	22,900	23,500	24,100	25,200	26,000	27,200	28,900	31,800	32,100	0.94%
14 運転手(特殊)	17,800	17,900	18,800	18,700	19,000	19,700	20,100	20,500	21,500	22,500	24,100	25,700	26,300	2.33%
15 運転手(一般)	16,100	16,000	16,600	16,500	16,800	17,400	17,700	18,300	18,700	20,300	22,000	23,500	23,800	1.28%
16 潜かん工	25,400	26,500	28,000	28,600	28,800	29,600	30,300	30,300	31,300	32,400	35,100	36,900	37,200	0.81%
17 潜かん世話役	30,000	31,400	33,100	33,800	34,000	34,900	35,800	35,800	37,100	40,100	42,200	46,100	46,500	0.87%
18 さく岩工	20,500	21,200	22,000	22,500	22,600	23,200	23,800	23,800	24,800	27,000	28,900	30,400	30,600	0.66%
19 トンネル特殊工	21,600	23,300	25,300	27,100	28,600	30,900	33,200	33,700	35,400	38,500	42,100	46,100	46,500	0.87%
20 トンネル作業員	19,700	20,400	21,200	21,700	21,800	22,400	24,100	25,100	25,100	27,300	29,400	30,900	31,200	0.97%
21 トンネル世話役	25,300	27,200	29,500	30,700	32,400	35,000	37,600	37,800	37,800	40,900	43,100	45,300	45,700	0.88%
22 橋りょう特殊工	24,500	25,200	26,100	26,700	26,800	27,500	28,200	28,600	28,600	31,100	32,800	34,500	34,800	0.87%
23 橋りょう塗装工	25,400	26,200	27,100	27,700	27,900	28,700	29,400	29,400	29,400	30,400	32,100	33,700	34,000	0.89%
24 橋りょう世話役	28,200	29,100	30,200	30,900	31,100	32,000	32,700	34,200	35,900	37,900	39,900	42,000	44,500	5.95%
25 土木一般世話役	20,300	20,300	20,000	20,600	21,400	21,700	22,400	22,500	23,200	25,100	26,100	28,300	29,300	3.53%
26 高級船員	23,500	24,000	23,600	24,000	24,400	24,700	25,500	26,700	26,700	27,900	29,800	31,900	34,100	6.90%
27 普通船員	19,100	19,100	18,800	19,100	19,400	19,600	21,000	21,000	21,400	22,400	24,400	26,200	28,100	7.25%
28 潜水士	29,800	30,700	31,700	32,400	32,600	33,500	34,300	34,300	35,900	37,200	39,200	41,200	43,600	5.83%
29 潜水連絡員	21,700	22,300	—	23,400	23,500	24,200	24,700	24,700	26,000	—	—	31,800	33,700	—
30 潜水送気員	20,800	21,500	22,300	22,800	22,900	23,500	24,100	24,100	25,200	27,400	30,300	31,800	32,300	1.57%
31 山林砂防工	21,500	21,300	21,000	21,300	21,600	21,900	22,600	22,600	23,100	25,400	26,400	29,700	30,300	2.02%
32 軌道工	30,600	31,600	32,700	33,400	33,600	34,500	35,400	35,400	35,400	38,200	40,300	42,500	45,000	5.88%
33 型わく工	20,000	20,700	21,500	22,000	22,100	22,700	23,300	24,300	24,300	26,100	28,200	29,600	31,400	6.08%
34 大工	18,800	19,400	20,100	20,500	20,600	21,200	21,700	21,900	23,000	23,900	26,200	28,900	29,200	1.04%
35 左官	19,000	19,600	20,300	20,700	20,800	21,400	21,900	21,900	22,600	24,200	25,700	27,000	28,600	5.93%
36 配管工	17,900	17,700	17,800	18,300	18,500	18,700	19,400	19,600	20,400	21,500	22,500	24,400	25,400	4.10%
37 はつり工	19,900	20,600	21,400	21,900	22,000	22,600	23,200	24,200	25,400	27,400	28,800	30,300	30,600	0.99%
38 防水工	19,700	20,400	21,200	21,700	21,800	22,400	22,900	23,500	23,800	24,700	26,000	27,400	27,900	1.82%
39 板金工	18,800	19,400	20,100	20,500	20,600	21,200	21,700	21,900	21,900	23,800	28,000	29,400	31,200	6.12%
40 タイル工	—	—	—	—	—	—	—	—	21,600	22,300	—	—	—	—
41 サッシ工	18,100	—	—	22,000	22,100	22,700	23,300	23,900	25,000	27,200	28,700	30,100	30,900	2.66%
42 屋根ふき工	—	—	—	—	—	—	—	22,900	24,000	26,100	—	—	—	—
43 内装工	20,600	21,300	22,100	22,600	22,700	23,300	23,900	24,900	25,500	27,700	29,400	30,900	32,600	5.50%
44 ガラス工	19,200	19,800	20,600	21,000	21,100	21,700	22,200	22,900	23,300	25,300	26,700	28,000	28,700	2.50%
45 建具工	17,700	18,600	—	—	—	—	21,200	—	—	—	—	—	—	—
46 ダクト工	17,700	17,500	17,800	19,000	19,100	19,300	20,000	20,600	21,000	22,700	24,000	25,700	26,500	3.11%
47 保温工	20,500	21,200	20,900	21,400	21,500	21,700	22,500	23,000	24,000	25,500	26,600	28,900	29,600	2.42%
48 建築ブロック工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49 設備機械工	21,400	21,200	20,900	21,900	22,000	22,200	23,000	23,000	23,600	25,000	26,100	28,000	30,100	7.50%
50 交通誘導警備員A	10,500	11,300	11,700	12,000	12,500	13,100	13,600	14,000	14,100	15,400	16,600	17,800	18,700	5.06%
51 交通誘導警備員B	9,000	9,200	9,800	10,000	10,400	10,900	11,300	11,500	11,900	12,400	13,700	14,700	15,600	6.12%

凡例 — 公共工事設計労務単価の設定なし
— 主要12職種

「前年単純平均上昇率」
 全職種(比較可能単価のみ)
 主要12職種

3.14%
2.86%

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額	☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	1,116 円 (令和7年10月4日発効)	

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,158 円 (令和7年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
鉄鋼業	1,180 円 (令和7年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・(注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,150 円 (令和7年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)(注1)に留意してください	・随いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ・塗装におけるマスクの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の包装、袋詰め又は結束の業務 ・材料の送給、洗浄、取換え、選別、部分品の差し、曲げ、切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みぎき、バリ取り、組線、巻線(はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)) ・(注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,117 円 (令和7年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は随いの業務 ・手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取換え、選別、部分品の差し、曲げ、切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みぎき、バリ取り、組線、巻線(はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)) ・(注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	1,188 円 (令和7年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部分品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	・随いの業務 ・塗装におけるマスクの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取換え、選別、部分品の差し(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)) ・(注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,117 円 (令和7年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・随い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・(注3)(注4)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和7年10月4日から兵庫県最低賃金(時間額1,116円)が適用されています。

- (注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。
- (注2) 業種区分については、日本標準産業分類(令和5年7月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) で確認してください。
- (注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
- (注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
- ※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。
- ※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。
- ※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。
- ①臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
 - ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
 - ③精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。
- ※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金・賃金引上げに向けた支援を強化しています

業務改善助成金など賃金の引き上げに向けた各種支援策を「最低賃金に関する特設サイト」において紹介しています。
詳しくは、特設サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」をご覧ください。

兵庫労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。



令和8年2月17日
官庁営繕部計画課

令和8年4月から適用する建築保全業務労務単価について

～対前年度比8.5%の引き上げ～

毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づき、令和8年度建築保全業務労務単価を作成しました。

建築保全業務労務単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用を積算するための参考単価として作成したものです。

(詳細については参考資料2「令和8年度建築保全業務労務単価について」をご覧ください。)

【問い合わせ先】

大臣官房 官庁営繕部計画課 保全指導室

営繕技術専門官 福島(内線:23316)、保全基準係長 柏崎(内線:23318)

【代表】03-5253-8111、【直通】03-5253-8248

1. 令和8年度建築保全業務労務単価について

参考資料1

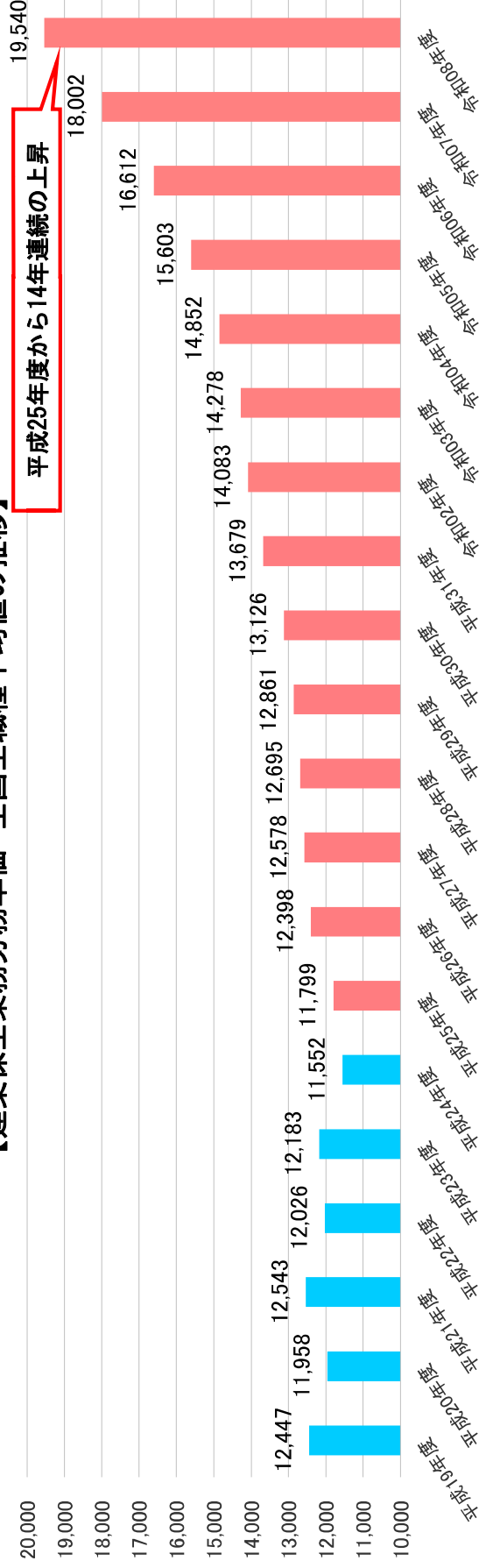
- 各省各庁が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価として毎年国土交通省において通知
- 毎年度実施している労務費調査に基づき、賃金動向の実態を適切に反映
- 全国の10地区、3職種別に単価を設定

職種	全国平均	令和7年度比
保全技師等	24,787円	+ 7.7%
清掃員	16,793円	+ 9.4%
警備員	17,040円	+ 9.1%

○全国、全職種平均：19,540円

○令和7年度比：+ 8.5%

【建築保全業務労務単価 全国全職種平均値の推移】



参考：近年の建築保全業務労務単価の全国平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	2.1%	→ 5.1%	→ 1.5%	→ 0.9%	→ 1.3%	→ 2.1%	→ 4.2%	→ 3.0%	→ 1.4%	→ 4.1%	→ 5.0%	→ 6.2%	→ 8.3%	→ 8.5%	69.1%

注)伸び率は単純平均値より算出

2. 建築保全業務労務単価の概要

- 建築保全業務共通仕様書を適用して保全業務を委託する際に、積算基準・要領により業務委託費における直接人件費を積算するための参考単価
- 単価は、国土交通省ホームページにて公表
- 全国を10地区に区分し、地区毎に単価を算出(宿直単価は全国一律)
- 積算要領に規定されている技術者区分毎に算出(下記の12区分)
- 労働者に支払われる賃金に係るものであり、**諸経費は含まれていない**

○ 建築保全業務労務単価の構成

- (1) 日割基礎単価
正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価。
- (2) 割増基礎単価率
日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率。
割増基礎単価は、時間外単価や夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価。
- (3) 宿直単価
宿直する場合の1回当たりの単価。

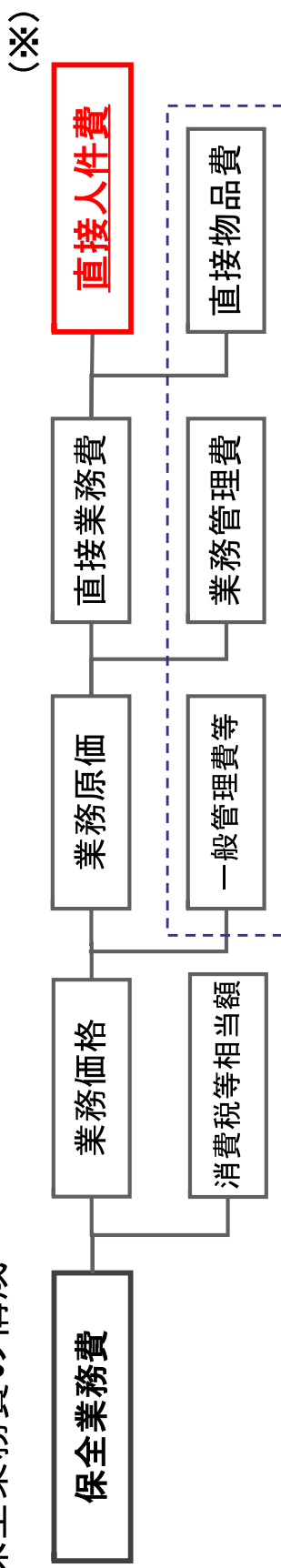
技術者区分

点検・保守及び運転・監視業務(6区分)	
保全技師 I	保全技師 II
保全技師補	保全技師員
保全技師員補	
清掃業務(3区分)	
清掃員 A	清掃員 B
清掃員 C	
施設警備業務(3区分)	
警備員 A	警備員 B
警備員 C	

3. 建築保全業務積算基準・同要領の概要

- 建築保全業務積算基準：「建築保全業務共通仕様書」を適用して保全業務を委託する際の業務委託費を積算するための基準
- 建築保全業務積算要領：積算基準による費用の積算に必要な考え方や標準歩掛りを規定

～保全業務費の構成～



積算要領の経費率等により算出

直接人件費： 保全業務に直接従事する技術者の労働により生じる費用

(※)

$$\text{直接人件費} = \text{数量(台数・面積・回数等)} \times \text{標準歩掛り} \times \text{労務単価}$$



積算基準・要領に基づき算出

国土交通省より毎年度公表

令和 8 年度建築保全業務労務単価について

作成した建築保全業務労務単価一覧を「令和 8 年度建築保全業務労務単価」（別紙）に示す。

1. 建築保全業務労務単価について

建築保全業務労務単価は、国土交通省官庁営繕部が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づいて作成しているものである。

本単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準（以下「積算基準」という。）及び建築保全業務積算要領（以下「積算要領」という。）により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価である。

また、本単価は積算要領に掲げる技術者区分に応じて作成している。

（1）建築保全業務労務単価の構成

建築保全業務労務単価は、次の①～③で構成される。

- ① 日割基礎単価
- ② 割増基礎単価率
- ③ 宿直単価

（2）日割基礎単価

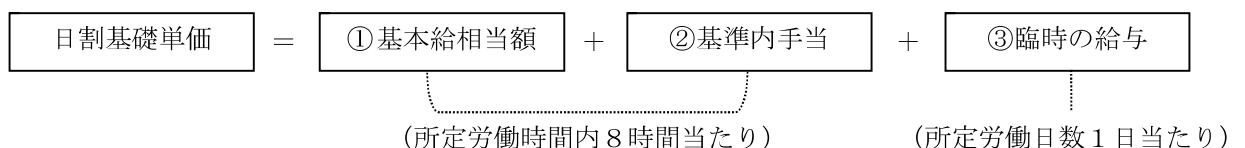
日割基礎単価は、正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日（8 時間）当たりの単価である。

1) 日割基礎単価は、次の①～③で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（家族手当、住宅手当、通勤手当等）
- ③ 臨時の給与（賞与等）

2) 次の賃金、手当、経費は日割基礎単価に含まれない。

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 業務管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費



図－1 日割基礎単価の構成

(3) 割増基礎単価率

割増基礎単価率は、日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率である。

なお、割増基礎単価は、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の時間外単価や午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合の夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価である。

(4) 宿直単価

宿直単価は、現場に宿直する場合の1回当たり定額単価である。

(5) 保全業務費の構成



(※) $\boxed{\text{直接人件費}} = \boxed{\text{数量}} \times \boxed{\text{標準歩掛り}} \times \boxed{\text{労務単価}}$

(6) 留意事項

本単価は、共通仕様書を適用する業務に関する費用を積算基準及び積算要領に基づき算出するためのものであり、業務内容が通常と異なる場合で、本単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む）は、当該保全業務の内容に応じて適正に積算する。

また本単価は、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではない。

(参考資料)

本単価に関連する規定箇所

1. 「建築保全業務積算基準」抜粋
直接人件費 : 積算基準 第3章 第2節 3.2.2
2. 「建築保全業務積算要領」抜粋
日割基礎単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(b)(1)
割増基礎単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(b)(2)
宿直単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(f)
技術者区分 : 積算要領 第2章 表 2.1

令和8年度建築保全業務労務単価

留意事項

- 1 本単価は、各省各庁の施設管理者が、**建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領**により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価である。
- 2 日割基礎単価には、**時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。**
- 3 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、**業務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。**(例えば、清掃員の単価については清掃会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 4 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、業務管理費に含まれている。

1. 日割基礎単価 (単位:円/日)

地 区	保全技師・保全技師員等日割基礎単価					清掃員日割基礎単価			警備員日割基礎単価			
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
北海道	27,200	25,700	27,700	22,700	21,900	18,900	19,200	15,200	14,000	19,300	16,400	14,600
宮 城	26,400	24,900	26,900	22,100	21,300	18,400	18,800	14,900	13,700	18,800	16,100	14,200
東 京	30,800	29,000	31,400	25,700	24,800	21,500	23,700	18,800	17,300	22,300	19,100	16,900
新 潟	28,000	26,400	28,500	23,400	22,500	19,500	18,800	14,900	13,700	18,400	15,800	13,900
愛 知	30,900	29,200	31,500	25,900	24,800	21,500	20,900	16,700	15,300	21,400	18,300	16,200
大 阪	30,100	28,500	30,700	25,200	24,200	20,900	22,600	18,000	16,500	20,900	17,800	15,800
広 島	27,600	26,100	28,200	23,100	22,200	19,200	19,300	15,300	14,100	20,500	17,500	15,400
香 川	28,500	26,900	29,000	23,800	22,900	19,800	19,000	15,100	13,800	19,900	16,900	15,000
福 岡	26,100	24,700	26,600	21,800	21,000	18,200	18,900	15,100	13,800	17,800	15,200	13,500
沖 縄	25,000	23,600	25,500	20,900	20,100	17,400	18,400	14,600	13,400	16,600	14,100	12,600

2. 割増基礎単価率

地 区	割増基礎単価率											
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全 国	9.2%	9.6%	9.4%	9.1%	10.0%	10.4%	10.1%	10.8%	11.3%	9.9%	9.8%	11.1%

3. 宿直単価 (単位:円/回)

地 区	宿直単価
全 国	5,000

第3章 保全業務費の積算

第1節 積算の手順

3.1.1 積算の方法

保全業務費は、次の手順で積算する。

- (1) (直接業務費) = (直接人件費) + (直接物品費)
- (2) (業務原価) = (直接業務費) + (業務管理費)
- (3) (業務価格) = (業務原価) + (一般管理費等)
- (4) (保全業務費) = (業務価格) + (消費税等相当額)

第2節 費目別の積算方法

3.2.1 一般事項

費目別の積算は、次の3.2.2「直接人件費」、3.2.3「直接物品費」、3.2.4「業務管理費」、3.2.5「一般管理費等」及び3.2.6「消費税等相当額」に定めるところに従い行う。ただし、業務内容が通常と著しく異なる場合で、積算がこれらによりがたい場合は、当該業務の形態等に応じて適切に積算する。

3.2.2 直接人件費

直接人件費は、業務に直接従事する技術者による当該業務の実施に必要な労務数量に、労務単価を乗じたものの総和とする。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{労務数量}) \times (\text{労務単価}) \}$$

3.2.3 直接物品費

直接物品費は、直接物品費を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接人件費に対する比率（以下、「直接物品費率」という。）を定め、これを直接人件費に乗じて積算する。

$$(\text{直接物品費}) = \Sigma (\text{直接物品費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接人件費}) \times (\text{直接物品費率})$$

3.2.4 業務管理費

業務管理費は、業務管理を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接業務費に対する比率（以下、「業務管理費率」という。）を定め、これを直接業務費に乗じて積算する。

$$(\text{業務管理費}) = \Sigma (\text{業務管理費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接業務費}) \times (\text{業務管理費率})$$

3.2.5 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費等を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、保全業務を受注しようとする法人の形態、目的、規模、その他必要な事項を考慮して業務原価に対する比率（以下、「一般管理費等率」という。）を定め、これを業務原価に乗じて積算する。

（一般管理費等）＝ Σ （一般管理費等を構成する費用） 又は $=$ （業務原価） \times （一般管理費等率）

3.2.6 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて積算する。

（消費税等相当額）＝（業務価格） \times （税率）

第2章 保全業務費の算定

2.1.2 労務単価

- (a) 歩掛りに乗じる労務単価は、表 2.1 の左欄に掲げる技術者区分に応じたものとする。
- なお、第 2 編の標準歩掛りは、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施した場合に必要とする業務量を示したものであり、契約書等に特記のない限り、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施することを拘束するものではない。
- (b) 労務単価は、業務に従事する時間帯に応じ、次のとおりに区分する。ただし、業務の実施形態により、これらによりがたい場合は、別途必要な費用を積算する。
- (1) 日割基礎単価： 正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日（8 時間）当たりの単価で、表 2.1 に定める各技術者等の年間当りの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与）を当該平均的な年間労働日数で除したものとす
- る。
- (2) 時間外単価： 正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第 21 条に定めるものを除いたものを 1 時間当たりの単価に換算したもの（以下「割増基礎単価」という。）に 1.25 以上の値（ただし、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合は 1.5 以上の値）を乗じたものとする。
- (3) 夜勤単価： 午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合（(2)に該当する場合を除く）の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価を 1 時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に 0.25 以上の値を乗じたものを加えたものとする。
- (c) 正規の勤務時間内に業務を行う場合における歩掛りに乗ずる労務単価は、日割基礎単価とする。
- (d) 時間外手当は、(b) (2)に定める正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の当該業務の時間数に時間外単価を乗じたものとし、次により算定する。
- （時間外手当）＝（時間外単価）×（時間数）
- (e) 夜勤手当は、(b) (3)に定める時間帯に業務を行う場合の当該業務の時間数に夜勤単価を乗じたものとし、次により算定する。
- （夜勤手当）＝（夜勤単価）×（時間数）
- (f) 宿直手当は、宿直回数に宿直単価（現場に宿直する場合の当該宿直に対する定額単価で(b) (1)～(3)までに掲げる以外のもの）を乗じたものとし、次により算定する。
- （宿直手当）＝（宿直単価）×（回数）

表 2.1 技術者区分

区分	技能・実務経験等
保全技師Ⅰ	受変電設備、自家発電設備又は昇降機（以下「受変電設備等」という。）の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅱ	受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅲ	建築業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、一級建築士資格取得後実務経験 3 年以上若しくは二級建築士資格取得後実務経験 5 年以上程度の者又は建築系大学卒業後実務経験 8 年以上程度の者
保全技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者
保全技術員	(1) 設備の点検整備業務について、保全技師又は保全技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者
保全技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者
清掃員 A	1 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験 6 年以上程度の者
清掃員 B	2 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3 級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験 2 年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
清掃員 C	清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者
警備員 A	施設警備 1 級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
警備員 B	施設警備 2 級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
警備員 C	警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者

○加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和8年2月20日時点)

別表第1 (第3条関係) (一部抜粋)

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	号給\職務の級	1級	時給換算
		給料月額	
再任用職員以外の職員	2	196,900	1,209
	3	198,100	1,217
	4	199,200	1,223

※会計年度任用職員(事務補助)については、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の別表第1より、上記行政職給料表中 “1級の2号” に相当する額となる。

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項より、時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、基準月額(上記表を参照)を162.75で除して得た額とすると定められている。同規定に基づくと、上記“1級の2号“が適用され、下記式のとおり、1時間当たりの給与に換算すると1,209円となっている。(賞与除く)

$$196,900\text{円}/162.75\text{時間}=1,209.8310291\cdots\div\mathbf{1,209\text{円}}$$

令和 7 年度の条例に関する実施状況の報告

1. 公契約条例に係る令和 7 年度の状況

○条例適用契約件数【令和 8 年 3 月 1 日時点集計】

工 事 1 2 件 (前年同時期 1 1 件)

業務委託 9 件 (前年同時期 1 2 件)

指定管理協定 1 2 件 (前年同時期 1 2 件)

※業務委託の 9 件のうち、8 件は前年度以前から継続して契約している案件

2. 公契約条例を運用している近隣市との比較

(1) 条例対象となる範囲【令和 8 年 3 月 1 日時点】

	工事請負	業務委託(管理・運営等)	指定管理協定
加東市	1 億円以上	1,000 万円以上	規則に定める指定管理施設 【12 契約 26 箇所 (R7. 4. 1 時点)】
三木市	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円 【9 箇所 (R6. 4. 1 時点)】
加西市	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円 【5 箇所 (R6. 4. 1 時点)】

(2) 発注件数と条例適用件数【令和 6 年度適用件数集計】

		発注件数	条例適用件数	条例適用率
加東市	工事請負	96	11	11.5%
	業務委託	98	12	12.2%
	指定管理協定	12	12	100%
	総件数と率	206	35	17.0%
三木市	工事請負	160	8	5.0%
	業務委託	155	12	7.7%
	指定管理協定	17	9	52.9%
	総件数と率	332	29	8.7%
加西市	工事請負	80	10	12.5%
	業務委託	81	14	17.3%
	指定管理協定	5	5	100%
	総件数と率	166	29	17.5%

3. 令和7年度に取り組んだ内容

条例の周知

工事の入札56件の受注者に対し、条例周知リーフレットを用いて条例の説明を行った。
引き続き条例を周知することで適正な労働条件等の確保に努める。